

社会保障・税一体改革成案

原案

(6月3日社会保障改革に関する集中検討会議)

・現行分を含めた、消費税の全税収(国・地方)を、高齢者三経費を基本としつつ、「社会保障四経費」における国と地方の役割分担に応じて配分を行う。

・地方単独事業で提供されているサービスについては、独自に財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討。

成案(6月30日閣議報告)

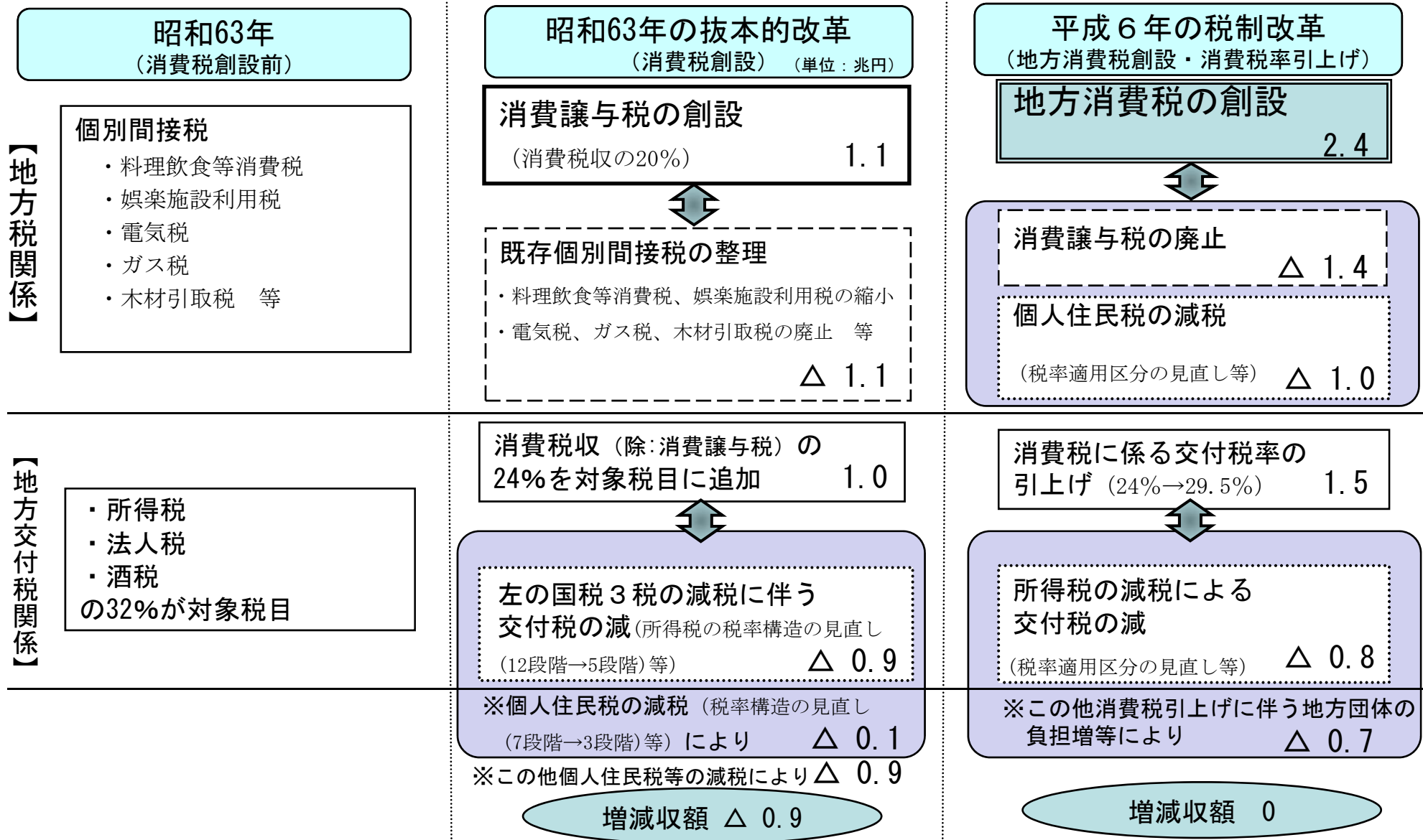
- ① 現行分の消費税(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを維持。
- ② 引き上げ分の消費税収については、社会保障四経費に則った範囲における国と地方の役割分担に応じて配分を行う。

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理した上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方消費税の充実等の地方税制の改革などを行う。

成案は、「国と地方の協議の場」などにおける議論を通して大幅に修正され、原案に比べて地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

しかしながら、今回の「成案」は、あくまで議論のスタートであり、今後、分科会も含めた「国と地方の協議の場」において継続的かつ実質的な協議を行う必要がある。

現行の地方消費税の税率及び国の消費税に係る地方交付税の法定率については、昭和63年の抜本的改革の際に実施された料理飲食等消費税や電気税をはじめとする地方の個別間接税の整理、平成6年の税制改革の際に実施された個人住民税や所得税の減税等によって生じた地方税や地方交付税の減収の身替わりとして、地方税財源を確保する観点から、その水準が決定された経緯がある。



社会保障関係費の現状(平成22年度当初)

(単位:兆円)

	国費を伴う事業		地方単独事業 c	地方負担計 b+c	国:地方比率 (a : b+c)
	国費 a	地方費 b			
基礎年金	9.9	0.7	—	0.7	「高齢者3経費」
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2	
介護	2.2	2.1	0.2	2.3	
小計①(高齢者3経費)	16.6	5.0	0.2	5.2	国:地方 = 3 : 1 (76.1% : 23.9%)
その他年金(恩給等)	1.4	0.0	0.0	0.0	「社会保障4分野」
医療	5.1	1.5	2.9	4.4	
子ども・子育て	2.4	1.9	1.8	3.7	
小計②(社会保障4分野)	25.5	8.4	4.9	13.3	国:地方 = 2 : 1 (65.7% : 34.3%)
障害者福祉等	2.4	1.1	2.3	3.4	「関係経費全体」
合計(関係経費全体)	27.8	9.5	7.3	16.8	国:地方 = 3 : 2 (62.3% : 37.7%)

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計は、今後総合的に整理される

(注) 国費及び地方負担額は総務省の資料による。

国と地方が一体として提供する社会保障サービス

項 目	国庫補助負担事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所、乳幼児医療費
保育所経費	私立認可保育所(国1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担 1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減

「社会保障・税一体改革」の今後の議論

1 「社会保障給付の全体像」の提示

- 高齢者三経費や社会保障四経費に限定せず、社会保障の総合化を見据え、障害者施策や就労支援等を含めた社会保障の全体像をまずは提示すべき。

<平成23年9月13日第178回国会における野田総理所信表明演説>

- ・ 社会保障制度については、「全世代対応型」へと転換し、世代間の公平性を実感できるものにしなければなりません。
- ・ 若者、女性、高齢者、障害者の就業率の向上を図り、意欲ある全ての人ができる「全員参加型社会」の実現を進めるとともに、貧困の連鎖に陥る者が生まれぬよう確かな安全網を張らなければなりません。

2 地方単独事業についての財源措置

- 法令等により義務づけられた事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて全国的に展開されている事業も対象とすべき。

乳幼児医療助成…全都道府県において実施

<少子化対策基本法>

第16条 国及び地方公共団体は、子どもを生子、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

障害者医療助成…全都道府県において実施

<障害者基本法>

第12条第3項 国及び地方公共団体は、障害者とその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 現金給付のみならず、サービス給付も社会保障給付であることを前提に、マンパワーに係る人件費等についても対象とすべき。

(例) 保育所保育士：約88,700人、保健師・助産師：約35,500人、ケースワーカー：約21,700人、児童福祉司：約2,600人

一体的な社会保障サービスを提供するための地方単独事業 (代表的なもの)

法令等により義務づけられた事業

(保育・子育て支援等)

- 公立保育所・幼稚園の運営
- 私立保育園・幼稚園運営助成
- 児童相談所・一時保護所の運営
- 放課後児童対策、児童館運営
- 民生児童委員の活動 等

(予防、健診、検診等)

- 予防接種 (インフルエンザ等)
- 保健所、市町村保健センターの運営
- 健康診査 (妊産婦、乳幼児、生活習慣病等)
- がん検診 (胃、肺、大腸がん等) 等

(救急医療)

- 小児救急、周産期救急、夜間休日救急等

(生活保護、高齢者、障害者等の福祉)

- ケースワーカー
- 障害者施設、小規模作業所
- 障害者自立支援
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム 等

(国民皆保険、医療機会の確保)

- 国保保険料引き下げ
- 病院事業会計負担金・補助金・繰入金

全国的に展開されている事業

(医療費の軽減)

- 乳幼児医療費助成
- 障害児 (者) 医療費助成
- 母子 (父子) 家庭医療費助成
- 難病患者医療費助成 等

(介護・福祉等)

- 介護予防・地域支えあい事業
- 介護用品の支給事業
- 高齢者在宅支援、社会活動支援 等

(子育て支援等)

- 地域子育て支援センター 等

地球温暖化対策のための税①

現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せ

〔石炭〕

〔天然ガス、石油ガス等〕

〔原油及び石油製品〕

石油石炭税(国税)

地球温暖化対策のための税

平成22年10月28日政府税調提言内容

地球温暖化対策に関する
地方の役割等を踏まえて、
一定割合を地方税源化すべき

平成23年度税制改正大綱(抜粋)

第2章 6. 環境関連税制

(4) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第3章 9. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(5) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

(現行) 軽油引取税 【本則税率】	(現行) 揮発油税 【本則税率】	(現行) 地方揮発油税 【本則税率】	(現行) 軽油引取税 【当分の間税率】	(現行) 揮発油税 【当分の間税率】	(現行) 地方揮発油税 【当分の間税率】
(現行) 軽油引取税 【当分の間税率】		(現行) 揮発油税 【当分の間税率】		(現行) 地方揮発油税 【当分の間税率】	
軽油引取税 (地方税)		揮発油税 (国税)		地方揮発油税 (国税)	

地球温暖化対策について

地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆6,400億円**

(都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円)

C02、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆1,284億円**

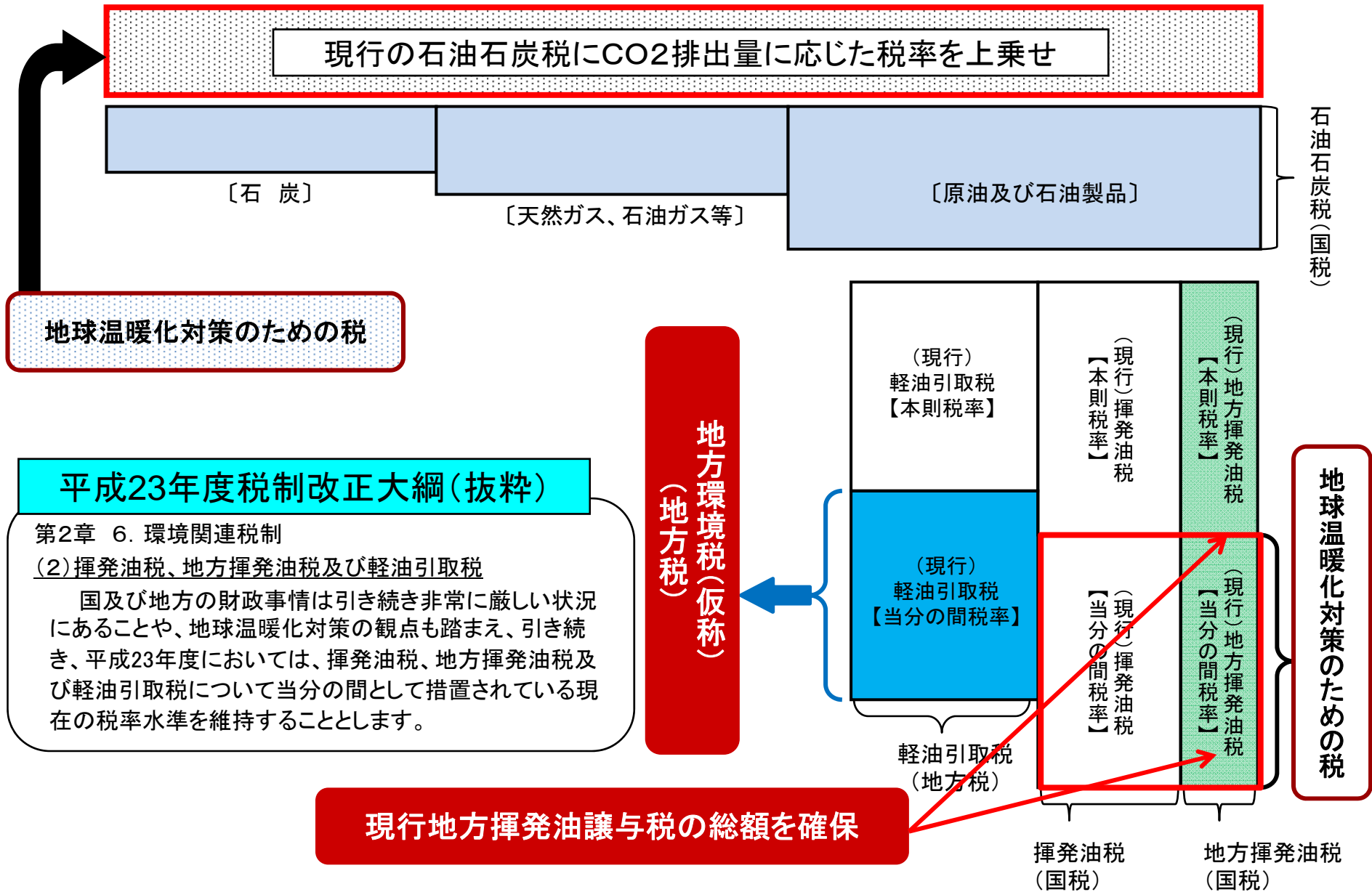
京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

※ 総務省が予算額を調査し作成したもの。

※環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

地球温暖化対策のための税②



環境自動車税(仮称)の創設

自動車税(地方税)

- 排気量等に応じた課税
- 毎年度徴収
- ※平成23年度税込収

地方 1.6兆円

自動車重量税(国税)

- 車両重量に応じた課税
- 車検時徴収(2~3年ごと)
- ※平成23年度税込収

{ 国 0.4兆円
地方 0.3兆円
(自動車重量譲与税)

現行の自動車税と自動車重量税を一本化
~グリーン化・簡素化~

環境自動車税(仮称)
(新しい地方税)

「中期財政フレーム(H24~H26)」(H23年8月12日閣議決定)(抜粋)

○財政健全化目標の達成(※)に向けて、平成24年度から平成26年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模(これを「歳出の大枠」とする。)**【注:71兆円】**を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。

(※)国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する。

○地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(参考)「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」(H23年9月20日閣議決定)(抜粋)

1. 基礎的財政収支対象経費

(2) 地方交付税交付金等

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等については、その全額を「歳出の大枠」への加算の対象とする。

平成23年度税制改正大綱(抄)

第2章 9. 地域主権改革と地方税制

(2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

イ 地方自治体の「自主的な判断」の拡大のための事項

(イ) 法定任意軽減措置制度(仮称)の創設

適用の是非や程度を、各地方自治体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討します。

また、例外的に全国一律に法律で軽減する必要がある対象の絞り込みを行います。

平成24年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

総務省資料を基に作成

(単位:兆円)

区分	平成24年度	平成23年度	増減	伸び率	特記事項
(歳出)					
給与関係経費	21.1	21.3	△ 0.1	△ 0.7%	
退職手当以外	19.0	19.1	△ 0.1	△ 0.8%	
退職手当	2.2	2.2	△ 0.0	△ 0.1%	
一般行政経費	30.9	30.8	0.0	0.2%	
補助	15.8	15.7	0.0	0.2%	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
単独	13.8	13.9	△ 0.1	△ 0.4%	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事務費	1.3	1.2	0.1	5.7%	社会保障費の増
地方再生対策費	0.3	0.3	0.0	0.0%	
地域活性化・雇用等対策費	1.2	1.2	0.0	0.0%	
投資的経費	11.0	11.3	△ 0.3	△ 2.6%	
直轄・補助	5.8	5.9	△ 0.2	△ 2.6%	概算要求組替え基準を踏まえた減
単独	5.2	5.4	△ 0.1	△ 2.6%	概算要求組替え基準を踏まえた減
その他	17.4	17.6	△ 0.2	△ 1.1%	
一般歳出計	66.5	66.8	△ 0.4	△ 0.6%	
計	81.9	82.5	△ 0.6	△ 0.7%	
(歳入)					
地方税等	36.0	35.6	0.4	1.2%	「経済財政の中長期試算」(平成23年8月12日内閣府) による名目成長率等を用いて試算
地方税	33.9	33.4	0.5	1.5%	
地方譲与税	2.1	2.2	△ 0.1	△ 3.2%	
地方特例交付金	0.3	0.4	△ 0.1	△ 30.2%	
地方交付税	17.1	17.4	△ 0.3	△ 1.6%	
国庫支出金	11.2	12.2	△ 1.0	△ 8.0%	
地方債	11.8	11.5	0.4	3.1%	
うち臨時財政対策債	6.6	6.2	0.5	7.8%	
その他	5.5	5.5	0.0	0.0%	
「一般財源」	60.0	59.5	0.5	0.9%	地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時 財政対策債の合計額
(水準超経費除き)「一般財源」	59.3	58.8	0.5	0.9%	(交付団体ベース)
計	81.9	82.5	△ 0.6	△ 0.7%	

(注)東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求している。

標準税負担軽減措置(仮称)における条例委任の考え方(案)

**税負担を軽減する
特例措置の主要構成要素**

(①税負担軽減の条件：特例対象)
 特定の対象物等の取得・保有
 特定の支出の実施 等

(②税負担軽減の期間：特例期間)
 ○年間、②の措置を継続
 ※期間の定めがないものもある。

(③税負担軽減の程度：特例率等)
 課税標準や税額から
 一定額を減額 等

条
例
委
任
の
対
象

＜基本的考え方＞

これまで国が統一的に定めていた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めていく観点や、住民にとって過度にわかりにくい税制となることは避けるべきといった観点を踏まえ、条例委任は次の方法により実施。

- (1) 特例措置の主要構成要素のうち、特例期間・特例率等について条例委任することを基本とする。
- (2) 特例率等を条例委任する際には、「標準的な一定の特例率等」及び条例で定める特例率等の「上限・下限」を設ける。
- (3) (2)の上限・下限のあり方は、標準税負担軽減措置(仮称)方式を導入する個々の特例措置の内容等を踏まえ、検討する。

※ 課税標準特例・税額特例の区別無く、標準税負担軽減措置(仮称)を導入。

平成24年度の地方交付税総額について

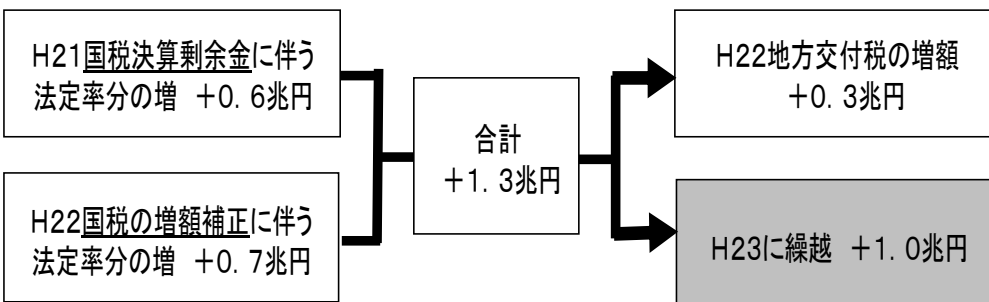
平成23年度の地方交付税については、交付税特会の繰越金1兆円の加算等により総額が確保されたが、平成24年度においては特会の繰越を見込めないことを踏まえ、所要額を一般会計から繰り入れる必要がある。

○H23地方交付税総額算定基礎

区分		H23
一般会計	国税5税の法定率分	10.5兆円
	一般会計からの加算	5.9兆円
	計(入口ベース) ①	16.4兆円
交付税特会	特会借入金償還・利子	△0.5兆円
	剰余金の活用	0.5兆円
	前年度からの繰越	1.0兆円
	計 ②	1.0兆円
地方交付税総額(出口ベース) ①+②		17.4兆円

＜H22、H23における国の補正予算に伴う地方交付税の取扱い＞

H22年度



H23年度



平成24年度地方交付税算定基礎

総務省資料を基に作成

(単位:億円)

区分		平成24年度 当初予算額 A	平成23年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般 会計	国税5税の法定率分等 ①	108,275	105,103	3,172	3.0%
	所得税×32%	45,110	43,168	1,942	4.5%
	酒税×32%	4,470	4,314	157	3.6%
	法人税×34%	30,602	26,493	4,109	15.5%
	消費税×29.5%	30,247	30,087	160	0.5%
	たばこ税×25%	2,310	2,040	270	13.2%
	(小計)	112,739	106,101	6,637	6.3%
	平19、20年度精算分等※	△ 4,464	△ 999	△ 3,465	346.9%
	(小計)	△ 4,464	△ 999	△ 3,465	346.9%
	一般会計からの加算分 ②	63,306	58,866	4,440	7.5%
法定加算等	7,602	8,062	△ 460	△ 5.7%	
別枠の加算	13,750	12,650	1,100	8.7%	
地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算(一部事項要求)	11,600	10,500	1,100	10.5%	
歳出特別枠の上乗せ分見合いの別枠加算	2,150	2,150	0	0.0%	
臨時財政対策加算	41,955	38,154	3,801	10.0%	
計(入口ベース) ①+②=③	171,581	163,969	7,612	4.6%	
特別 会計	返還金 ④	0	0	△0	皆減
	特別会計借入金償還額 ⑤	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0%
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 3,695	△ 4,361	666	△ 15.3%
	剰余金の活用 ⑦	4,000	5,000	△ 1,000	△ 20.0%
	前年度からの繰越 ⑧	0	10,126	△ 10,126	皆減
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧=⑨	△ 695	9,765	△ 10,460	△ 107.1%	
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑨ ⑩	170,886	173,734	△ 2,848	△ 1.6%	

(注) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興財源の確保については、事項要求している。

※ 平成23年度は平成19年度精算分、平成24年度は平成19、20年度精算分及び平成20年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分である。

平成24年度の基礎的財政収支対象経費について

(単位:兆円)

	H22	H23	H24 概算要求	備考
一般歳出	53.5	54.1	55.0	
①社会保障関係費	27.3	28.7	(29.4)	要求額不明のため、「概算要求組替え基準」に基づき算出 H23予算28.7+自然増1.2-扶養控除見直しによる地方増収0.5 (注)子どもに対する手当については、「子どもに対する手当の制度のあり方について」(平成23年8月4日付け民主党、自由民主党及び公明党の幹事長及び政調会長による合意)を踏まえた額で要求。
②公共事業関係費	5.8	5.5	(25.6)	一般歳出55.0-社会保障関係費29.4
③その他	20.4	19.9		
小計(②+③)	26.2	25.4	25.6	
地方交付税	17.1	16.4	17.1	
地方特例交付金	0.4	0.4	0.3	
基礎的財政収支対象経費 計	70.9	70.9	72.4	



「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」における「歳出の大枠」71兆円を1.4兆円超過

(注)上記「H24概算要求」には、東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費を含まない。

義務的経費の交付税算入不足の状況

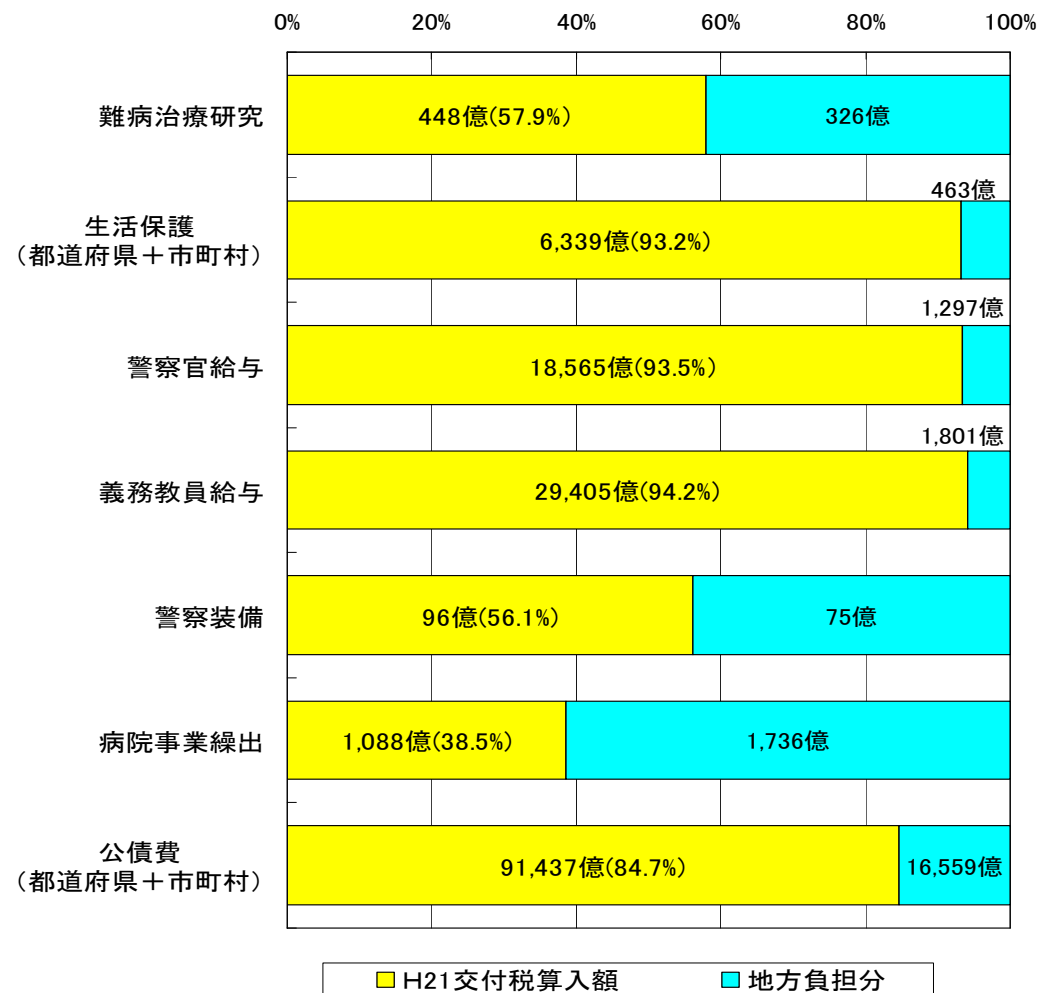
義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間に少なくとも約2.2兆円もの大きな乖離が存在しており、この算入不足の解消を図る必要がある。

交付税措置額と決算額の乖離

(単位:億円)

区分	乖離額	備考
難病治療研究	326	H21都道府県決算
生活保護	463	H21都道府県・H20市町村決算
警察官給与	1,297	H21都道府県決算
義務教員給与	1,801	H21都道府県決算
警察装備	75	H21都道府県決算
病院事業繰出	1,736	H21都道府県決算
公債費	16,559	H21都道府県・H20市町村決算
合計	22,257	

(単位:億円、%)



(H22.11 全国知事会作成)

平成23年度地方財政計画における地方単独経費の状況

- ・平成23年度の地方財政計画(歳出)のうち、一般行政経費(補助・単独)は、前年度との比較で、補助事業分が+9.1%増加したのに対し、単独事業分は+0.2%の増加にとどまっている。
- ・一般行政経費(単独)に、「地方再生対策費」と「地域活性化・雇用等対策費」を加えた単独事業分全体(経常)でも+1.0%の微増であり、社会保障関係費以外は減少している。

(単位:億円、%)

区 分	平成23年度	平成22年度	増減額	増減率
①一般行政経費(単独)	138,601	138,285	316	0.2
(社会保障関係費)	—	—	2,094	—
(社会保障関係費以外)	—	—	△ 1,778	—
②地方再生対策費	3,000	4,000	△ 1,000	△ 25.0
③地域活性化・雇用等対策費 ※	12,000	9,850	2,150	21.8
④経常経費計(①+②+③)	153,601	152,135	1,466	1.0
(社会保障関係費)	—	—	2,094	—
(社会保障関係費以外)	—	—	△ 628	—
⑤投資的経費(単独)	53,558	56,377	△ 2,819	△ 5.0
合 計(④+⑤)	207,159	208,512	△ 1,353	△ 0.6

※地域活性化・雇用等対策費の平成22年度の額は、平成22年度地方財政計画の歳出に計上された「地域活性化・雇用等臨時特例費」の額

(参考)補助事業の状況

(単位:億円、%)

区 分	平成23年度	平成22年度	増減額	増減率
⑥一般行政経費(補助)	157,481	144,313	13,168	9.1
⑦投資的経費(補助)	59,474	62,697	△ 3,223	△ 5.1
合 計(⑥+⑦)	216,955	207,010	9,945	4.8

各種交付金による基金一覧

世界同時不況から脱するため平成21年度第1次補正予算等で創設した基金の多くが平成23年度をもって期限を迎えるが、妊婦検診の無料化など、本来恒常的に実施すべきものは基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるとともに、基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長すべき。

	基金名等	事業期間	国予算総額（億円）					合計
			H20 2次補正	H21		H22		
				1次補正	2次補正	予備費	国補正	
1	地方消費者行政活性化基金	H21～23 (希望すればH24まで可)	150	110				260
2	高校生修学支援基金	H21～23		486				486
3	妊婦健康診査臨時特例基金	H20～23	790				112	902
4	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金	H22～23					1,085	1,085
5	安心こども基金	H20～23	1,000	1,500	200		1,000	3,700
6	介護職員処遇改善等臨時特例基金	H21～23		4,773				4,773
7	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	H21～23		2,495		137	502	3,134
8	障害者自立支援対策臨時特例基金	H21～23	855	1,523			39	2,417
9	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	H21～23		1,062				1,062
10	緊急雇用創出基金	H21～23 (1000億円分はH24まで)	1,500	3,000	1,500	1,000	1,000	8,000
11	ふるさと雇用再生特別基金	H21～23	2,500					2,500
12	森林整備加速化・林業再生基金	H21～23		1,238		61	94	1,393
13	地域グリーンニューディール基金	H21～23		550				550
14	地域自殺対策緊急強化基金	H21～24		100			8	108
15	新しい公共支援事業基金	H22～24					86	86
16	地域医療再生臨時特例基金	H21～25		3,100			2,100	5,200
17	医療施設耐震化臨時特例基金	H21～22 (※)		1,222				1,222
合計			6,795	21,159	1,700	1,198	6,026	36,878

(※) やむを得ない場合は、耐震化整備事業が完了するまで